

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄における日章旗掲揚問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788

宜野湾市
40 / /

問、 沖縄、宜野湾市における日本国
旗事件の概要如何

答、 (1) 月 / 日 午後 1 時頃、宜野湾市の

■ さん方の内に掲げられていた
日の丸を、馬に乗った米兵がひきさら
って逃げた事件が発生した。

(2) 事件は地区警察より直ちに MP に

引継がれ、MP で調査の結果
空軍の
米陸軍の ■

の所為なることが判明した。

(3) ■ は 2 日 午後 11 時

頃 部隊の当直将校とともに

■ さん方を訪れ、盗んだ日の丸
を返却、謝罪した。~~米償金~~

GA-4

(米償金 500 を出せば受領を拒否)

(3)

MP とは、米軍の
謝罪に来た、日の丸
返却した

下の日の丸が
盗まれた、犯人は

(2) (1) 日 午後 2 時頃、同市

■ さん方の内に掲げられていた
日の丸が通りがかりの米兵によつて
盗まれた。

~~本人は、盗んだわけではない~~
同事件も、上官の説諭に従つて本人が

■ さん方を訪れ、日の丸を返却
した上、償金として 500 を置いて
帰った。

本人は土産のする積りで、口旗を
侮辱する等の悪意はなかった
ことである。

(4) その他にも 2、3 国旗の紛失事故

があったことであるが、~~その事実を確~~
認する報告はなし、~~これが米兵の所為~~
であったとの報告もなし。

GA-4

外務省

問; 宜野湾国旗窃取事件に關し、
米軍側は如何なる措置を講じたか。

答; 本件が発生に關連し、現地米軍当局
の如何なる措置は次の通りである。

(1) MPは直ちに捜査を開始し、犯
人を検挙した。

(2) ~~この所々場合~~ ^{この所々場合} ~~本人が被害者~~ ^{本人が被害者}

宅を訪問し、現品を返却した上

謝罪した。 ~~本人は米軍側を慰め~~

~~本人は~~ ~~部隊の指揮~~
校が同行した。 ~~本人は~~

~~本人が弁償金を返却した。~~

(3) 米陸軍司令部情報将校は

3日午後 ~~本人~~ 宅を訪問し、遺憾

の意を伝え、又同情報将校は

報道関係機関にこの事件の

事実関係と説明すると共に

軍として遺憾の意を表明した。

(4) 在京米口大使館は 日外

務省に於て、本件が発生を通報

するとともに、米軍当局が遺憾

の意を表している旨を伝えた。

(5) ワトソン高等参謀官は、沖縄駐留米軍の

最高司令官として、陸海空司令官に於て、

日本国旗を尊重するよう部下に徹底せし

むべき旨を訓令し、全軍に於て日本国旗を

損傷した場合、米口の程度で最も

重要同盟を侮辱したかどで罪を
とせしめると警告した。

尚、宜野湾口族竊取事件に対し、
政府は如何なる措置をせられたか、
米口政府に対し抗議する意向があるか。

答、先般の工場の火の事件に続いて
因がこのような事件が発生した
ことはまことに遺憾である。今後
米軍当局の一方の注意を喚起し、
取締の徹底方を要するものである。
茲に本件の実態をみるに、

(1) 本人は被害者宅を訪れ謝罪
^{盗人の口旗も}し、^{誘拐等のことはなく}
~~現品~~返却しており、事件は全く

不心得な個人の心ない行為で、
口族又はわか口に対し侮辱する
等の意思はなかつたと認められること

(2) 米軍当局は遺憾の意を表

明していらる。

(3) ^{高等兵隊は、軍の最高司令官に}
在陣繩全軍に対し、日本

口族と辱をせよと命じ、~~是れ~~

本口族を打傷するものは米口の同

盟口侮辱の罪とわらる^{と告ぐ}

警告していらる。

^{からせし、この種の事故の発生は遺憾がある}
若し状況はこれ程悪質とは認め

られず、米口側のありては本

事件の発生を心から遺憾とし

誠意をもつて善後措置を講

じていらるので、政府としては

更めて本件を取り上げ

米口政府に対し抗議する等の

措置をせよ意向はない。

備考 1

日本刑法

(1) 外国国旗損壊罪

① 外国に對し、侮辱を加ふる目的で、
その国旗及び他の国章を損壊除去、
汚穢したる者は、一、罰せらる。

② 国旗及び他の国章は、個人が私的に
掲揚するものを含まないといふのが
通説である (団藤圭之)

(2) 国章とは、国家を代表する徴章である

しかし、このいふ国章という概念は、
その国家を代表する徴章を徴
章に含み、とくにこれか、一定の場所
一定の物件に国家の力が存在する
ことと表現するものを指すといふ
国章に限る。

(備考) 2

国家間での国旗問題が紛糾し
た前例は ~~多~~ ^{ある}が、友好関
係にある国の間で、いかなる個
人が特別の悪意もなしに
旗を窃取したような場合、
旗の側から抗議するといふか
如きは、国旗内、幕の
慣行ではない、
国旗問題が紛糾する時は、両
国家間に利害感情の対立の
ある際、悪意の国旗事件が
発生した場合である。

宜野湾市で発生した日機墜落

了件に付

1月8日、琉球立法院は、高第
年所官の抗議の決議を採
択した。

口降的視察のあった元日機墜落
土壌の事の日機を墜壊した事は、
日本への威信を著しく傷つけたか
ら、口家信義にも与
り、激しい怒りに押し付け、
琉球立法院は決議をもち、強し
抗議し、かつ今後同様の発生を
遂に抑止措置を要求する旨、

とす

2005 外務省

総理府特連局

沖縄における日の丸事件について

南連事務所からの電報 1月4日

宛 南連事務所 北条 次長 (1月3日)
 へ 特連局 第一課長 (1月3日 自宛)
 電文

1月1日午後1時半頃直野湾市 [REDACTED]

[REDACTED] 方で掲揚中の日の丸1個が馬に乗った

米兵により持ち去られた。普天間署は、MFに事

件を引継ぎ、貸馬業者から調べて犯人検査(氏

名は公表されていない) 軍の発表によれば、犯人

謝罪のうえ、5ドルを弁償したとのこと。このほか

同様事件が、同市内と中城村で、2件あるよしなる

が犯人は不明、何方の指示を待つ。北条

総 理 府

(注)

1. 地元新聞は、本事件について1月3日の
 八面において、また1月4日の四角におい
 て再度とりあげている。

2. 電文中の軍の発表というのは、陸軍司
 令部 情報科 技 A. カツア 中尉が
 談話の形式をもって次のとおり発表した
 ものである。

「日の丸事件は遺憾である。同事件
 に関連した米兵は直ちに逮捕され、
 所属部隊の指揮官が懲戒の措置を
 とった。米軍はこのような重大な事件が
 二度と起らないように各部隊で十分
 綱紀をひきしめたい。」

3. また、指揮官が本人を被害者宅に連れ
 て行き謝罪させた。

4. 新聞報道中の他の二件は不明、目下調査中
 (警察が調査中)である。

総 理 府

沖縄における日の丸事件について

1月6日 15時40分、南運事務所から電話連絡

① 1月5日、沖縄県祖国復帰協議会代表者

が、日の丸事件について米民政府(渉外局)に

対して抗議した。

米民政府においては、エミー 渉外官が応対に

あたり、陳謝の意を表した。なお、同氏は抗議

文を高等幹務官に手渡すことを約束した。

また、別に民政官に対しては、秘書を通じて

抗議文を手渡した。

② 調査中の2件については、依然として不明

である。

総南連第19号

昭和40年1月6日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

米兵による日本国旗窃取事件について

1 往電001号をもつて報告のとおり、元旦を祝つて掲揚してあつた日本国旗を米兵が窃取する事件が普天間警察署管内で発生した。

このうち、犯人が検挙されたものは、次の2件である。

(1) 1日午後1時ごろ宜野湾市 [] さん ([]) 方の門に掲げてあつた日の丸を馬に乗つた米兵がひきちぎつて逃げた。

本件は、貸馬業者から調査してMPが犯人を検挙し犯人の米陸軍 []

[] は2日午前11時ごろ部隊の当直将校とともに [] さん方をおとすれ盗んだ日の丸を返して謝罪し、弁償金とし

て5ドルを置いてかえつた。

(2) 1日午後2時ごろ同市 [] さん ([]) 方の門から通りがかりの米兵が日の丸を盗んで逃げた。本件も犯人が日の丸を返して謝罪したとのことである (普天間署の調べ)。

以上のほか、同様の事件が数件同署管内で発生しているが米兵によるものかどうかは確認できない。

2 (1)、(2)の事件につき、米陸軍司令部情報将校A。キャンプ中尉は3日午後、報道関係者をまわつて事実関係を説明するとともに遺憾の意を表明した。

3 復帰協ではこのような事件を重視し、5日午後別添抗議書を高等弁務官あてに提出し善処を要望した。

4 今回の事件は、オリンピック聖火歓迎の時に続いて2度目であるという点では重ねがさね遺憾というほかはない。しかし、今回の場合は日の丸の所有者が個人のものであつて公のものでないこと、国旗侮辱の意図に出た行為ではなくみやげにしたかつたように見受けられること、犯人の迅速な検挙と謝罪がなされていること等もしんしやくの上日本政府としては態度を決定されたい。

5 なお、本件についても警察当局は当事務所に対する直接の発表を避け、U.S.O.A.R.において外交的に処理すべき性質の

総

府

ものと判断するので、USOARへ照会されたい旨普天間署から申し入れがあつた。以上の報告は、沖縄タイムス、琉球新報、NHK、復帰協等の情報に基づいてまとめたものである。

米兵による日の丸損傷について（抗議）

正月元旦と二日に宜野湾市に於て米兵が日の丸七りゆりを
ぬすみとつた事件が起つてゐる。四日の本会調査によると、正月を祝つて民家の門にかゝげら
れてゐる日の丸を貸し馬に乗つた米兵がひきざり盗んで逃
げている。ちぎる行為は国家を辱しよとする悪質行為である。

したがつて事件後、犯人の米兵が罰罪し、懲戒に処せられた
というが、それだけでは片づけられない重大問題である。日本国民として祖国同胞と同じよりに日の丸をかゝけて正月
を祝うのは極めて自然な感情である。三月三日間は舟務官布令で日の丸損傷が法罰にも許さ
れてゐる。この措置がとられて以来、中部の基地の街にもよりやく日の
丸が立ち並ぶようになつてきた矢先でもある。

度も米兵に盗まれたり、破られたりした事件が發生してきて
ところから、正月や祝祭日に掲揚してゐる日の丸がこれまで幾
いゝる。コザあたりでは商売の關係で、かゝる目に会つても表面に出
さず、泣き寝入りしてゐたことが多い。今度の場合は、警察に届けられたから明かされたのであつて、
その外にも未だ盗難に会つてゐる人がいるかも知れない。昨年九月に聖火リレー歓迎の日の丸が二十本余り米兵によつ
て盗難又は破損されたこともあつた。

確かこのように事件は又と起らないように当局
の弁明があつた筈であるが、四ヶ月後再び日の丸損傷事件を
起してゐる。今度も米軍はこのよりの重大な事件が二度とおきな
いよ各部隊でじゆうぶん綱紀を引き締めたといふべいで
る。しかし相次いで日の丸損傷事件が起つてゐるところからすると、軍紀がゆるんでゐる証拠であり、日本人への視の感情が
底にかくされてゐることを見逃すわけにはいかなない。

琉球列島米國
高等舟務官

アムバート、アトソン中將殿

沖繩県祖國復帰協議会
会長 喜屋武 真 栄

一九六五年一月五日

自國の皇旗には敬意をもつ米兵が日本国旗に対してはひき
ちぎつて見せるといふ行為は明らかにつ視感と、憎しみに
みちみちて敵視してゐるからこそかゝる乱暴を働くものと見なけ
ればならない。こんな不幸な事件が後を絶たない限り、米國の威信は地に
おち、野ばんな國として他國から逆に輕べつをうけ、反米感情
をそそるだけであらう。

自國の国旗さえ自由に掲揚できず、一般的な禁止制をとられ
てゐる現状にあつて、布令でさえ許されてゐる正月にかゝげ
る国旗がひきざりされて盗まれるよりでは、われわれの国旗
をかゝげる目田は完全に奪われていることになる。

われわれは聖火リレーの際も強く抗議したが、こゝに再び嚴
重な抗議を行い、軍当局は日本国民に正式に謝罪して、今後
絶対にかゝる事件をひき起さないより根本的措置を講ずるよ
う要求する。

秘

アメリカ局長

参事官

米課長

沖縄国族事件に関する件

40.1.8.
米、北

1/1月8日朝特選局第一課長の枝根氏、
 沖縄の祖国復帰協会より、1月/日の宜野
 湾市の国族事件に対し民政存在抗議
 したところ、民政存在報道部係官は、
 本件は既に外交ルートを通じて遺憾
 の意を表しておると述べていた由南陸
 からも報告あり、また新聞にも報道され
 ているが、大使館からは遺憾の意
 を表明越してきたが、またか、場合
 合れば、当然外交ルートで遺憾の
 意の表明を要求できるものか、この
 旨向があつた。

2、これに対し枝根氏、同じ国族でも
 官公署等の公式の場に掲げてあつた
 場合と、個人が祝意を表するなり
 掲揚していた場合とでは、性根が
 多少違ふようにも思われる。国族に
 関する事件であれば、凡ゆる場合に
 して、必ず外交ルートを通じて遺
 憾の意を表すべからるのであるとは
 云えないであらうが、政治的判断
 で、どのような措置をとつた方が
 よい場合が多いとは云えずであ
 らう。
 今後ともこの種事件が起らないとは
 云えないので、この取扱いは検討
 しておきたい。

今回の事件については先般フランス
書記官より中島隊長に報告が
あった。その内容は承知しては
いるが、これをもちて遺憾の意の
表明があったと説明するところが
可能であるかとも知れない、と
述べた。

寫

外務省へ

アメリカ局長
参事官

総南連第19号
米謀長

昭和40年1月9日

總理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

米兵の日本国旗物取事件に対する立法院の抗議
決議と民政府への照会結果について

去る1月1日～2日宜野湾市で発生した米兵による日本国旗物
取事件に対して、1月8日立法院は高等弁務官あて抗議決議を採
択したので、同事件の事実関係につき民政府に照会した結果とと
もに次のとおり報告する。

1 立法院の抗議決議について

決議文の内容は別添のとおりである。

立法院各派とも抗議決議を行なうことは意見が一致していた
が、人民、社会両党は謝罪と当事者の処罰を要求すべき文言を
入れるべきであると主張したため調整にたどり、結局民主、
社大両党提案のものと人民、社会それぞれからの提案とがあり、

民主、社大両党提案のものが多数で採択された。

2 民政府に対する照会結果について

当事務所渉外係長が、同事件について民政府渉外局係官
Emme氏から8日聴取した内容のメモおよび同文の仮訳は別添
のとおりである。

なお、Emme氏は次のように補足した。

- (1) 同メモに述べられている2件以外には現在までのところ確
認されていない。
- (2) 復帰協代表に対して述べた事項として当地新聞紙上(1月
6日付沖縄タイムスを指す)に米政府が日本政府に対し遺憾
の意を表するであろう。」と報道された件につきその事実の
有無をただしたところ、これは正確な報道ではなく「もし本
件に関し政府間において意思表示が行なわれるとすれば、そ
れは外交チャネルを通じてのみ行なわれるべきものである」
旨述べた趣である。

(本信写送付先) 外務省アメリカ局長(総南連第19号
写を含む。)

総 理 府

口換
1/9

1月10日
上
抄

10.1.10
6

決議案第五号

米兵による日本国旗損壞に対する抗議決議案

右の議案を決議する。

一九六五年一月八日

発議者

桑江朝幸
知花英夫
知念朝功

立法院議長 長嶺 秋夫 殿

(別紙)

委員会審査省略要求書

米兵による日本国旗損壞に対する抗議決議案

右の議案については、立法院法第四十三条第四項但書の規定に基づき、委員会の審査を省略されたい。

一九六五年一月八日

発議者

桑江朝幸
知花英夫
知念朝功

立法院議長 長嶺 秋夫 殿

米兵による日本国旗損壊に対する抗議決議

昨年九月、世紀の祭典であるオリンピックの聖火リレー歓迎のため
の日本国旗が、コザ市をはじめ国頭村及び名護町等において米兵によ
り損壊された不祥事件は、住民に大きな衝撃を与えた。

この事件当時にも、嚴重なる抗議がなされたのであるが、一九六五
年の元旦に宜野湾市において、再び米兵が日本国旗五旗をちぎって盗みさ
るといふ事件が発生したとはまことに遺憾である。

国旗は、国家を象徴するものであり、自国の国旗を尊重するのと同
様、他の国々の国旗についてもその尊敬を重しなければならない。国
家の祝祭日である元旦に掲揚された日本の国旗を損壊したことは、日
本国の威信を著しく傷つけたばかりでなく、国際信義にもとるもので
あり、激しい怒りを禁じ得ない。

よつて、琉球政府立法院は、今回の不祥事件に対し、院議をもつて
強く抗議し、かつ、今後二度とこのような事件が惹起されないよう米
軍当局において嚴重かつ適切な措置を講ずるよう要求する。

右決議する。

一九六五年一月八日

琉球政府立法院

琉球列島高等弁務官 あて

1. 1月10日、若い空軍兵が宜野湾市の私人宅から日本国旗を持ち去った。新しい旗竿に付け替えた国旗は同空軍兵によつて返還され、同人はその上官とともに、彼の衝動的行為が被害者に対し陳謝した。

2. 同市における国旗事件に関係した若い陸軍兵は ~~その~~ ~~罪~~ ~~状~~ ~~を~~ ~~以~~ ~~て~~ ~~逮~~ ~~捕~~ ~~さ~~ ~~れ~~ ~~た~~ ~~。~~ ~~同~~ ~~兵~~ ~~は~~ ~~該~~ ~~兵~~ ~~隊~~ ~~の~~ ~~長~~ ~~官~~ ~~と~~ ~~共~~ ~~に~~、彼の衝動的行為に ~~對~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~陳~~ ~~謝~~ ~~し~~ ~~、~~ ~~併~~ ~~し~~ ~~償~~ ~~を~~ ~~求~~ ~~め~~ ~~ら~~ ~~れ~~ ~~た~~。同陸軍兵は陳謝及び弁償として金拂支払のため国旗を持ち去られた琉球人を訪問した。同陸軍兵はなにより悪意を持っていたのではなく、みやげとして国旗を持ち去ったものである。(国旗自体も返還された趣)

3. 琉球米陸軍の情報将校も前記2.の琉球人を訪問し、新聞発表予定の情報も前以て同人に知らせるとともに、不幸な事件に対する遺憾の意を表した。

1. On January 1 a young airman removed a Japanese flag from a private property in Ginowan-shi. The flag with a new flagstaff was returned by the airman who together with his commanding officer apologized to the person victimized for his impulsive act.
2. A young soldier who involved in a flag incident in the same town was apprehended and required by his commander to apologize and make restitution for his indiscretion. The soldier visited the Ryukyuan from whom the flag was taken to apologize and pay 5 dollars in restitution. This soldier did not have any malicious intent but took the flag as a souvenir.
3. The information officer, USARYIS, also visited the Ryukyuan referred to in No. 2, above, to advise him in advance of the information being released to the press and to express his regret for the unfortunate incident.

アメリカ局長

参事官

北米課長

宜野湾市における国旗窃取

事件について

40.1.11

米、北

北

1月1日宜野湾市において米兵による日本国旗持ち去り事件が発生した。

南連事務所よりの事件の概要報告によれば、事件は2ヶ所で発生し、1ヶ所は空軍兵、

2ヶ所は陸軍兵による事件で、空軍兵は被害者に陳謝し、国旗代の補償として

5ドルを支払った由である。

また、8日琉球立法院は民政社に対し抗議の決議をして趣であるが、本件に

対して日本政社がとりまき措置振りに

には相談され、と1月11日

GA-6

外務省

北米課長を来訪した。

其の傍に国旗問題の調査報告

次を通り、

(尚、舊一澤長、答、中島北米課長)

尚、琉球立法院に、このような決議をして、事件は日本国旗の盗み

ことである。日本政府として、何等か措置をとらねばいか、一俵米

国側からは正式に陳謝の意を表して来たか。

答、米大使館から書信で(来訪した時のこと)であったが、^{後で}佐藤米の諸般の用

務多忙のため書信で解決させぬ)

事件発生事実を通報してきた。

GA-6

外務省

10の22140

尚、陳謝したか。

答、特別に陳謝という言葉はなかった。
正確に言うとするは「軍が本事件
の発生を遺憾としていいることを一般
に對し表明した、これを通報した
また、その旨を言うべきである、然しこの
ように、事件を通報してきたことは、
先方としては陳謝の意を含まない、と
は言えるであろう。

~~尚、抗議するか。~~

尚、抗議するか。

答、差当つて現在までの状況では、抗議
する積りはない。先方から進んで

あやまりに来ている。軍も窮んで帰つた
国旗も返却した。別段国旗を

汚損侮辱した行方もなかった。
部隊から人も行つて謝罪した、

この様な状況であるから、今のところ
抗議することは考えない。

上記の通り本人も来てあやまつた、
にも拘らず政府が抗議する、というには

外に余程の事情でも介在しない限り
一般の友好国間では行かない

とこである、口旗問題が紛糾した
例はあるが、これは口家内に対立激

係があつて、仲直りしてゐる際
のことである

問、陳謝がなかつたときは、国内的な説明をどうするか、

答、現地軍としては陳謝に、大使館がこれを通報してきた。この際大

使館として陳謝するの言葉がなかつたから、更めて陳謝すると言

ていまで言う必要はないのでは
ないか、先方の通報のうらみは

陳謝の気持ちが含まれている。

問、琉球立法院が北議の決議をい
い、問題は日本の口旗に属する

ことである、日本政府として何も
しないもよいか、

答、国の威厳を示す口を表象するもの

公の施設等に掲揚される場合と、
個人が自分の家に掲揚した場合、

とは同じ国旗でもその意味、性格が
大分違うと思う、

この逆の様な場合、恐らく米国の
問題にしたいであろう。

今回の事件の場合、米口側は万全
の措置をとっている、換言すれば状

況は極めて良好である、ワトソン
以来、米口は極めて低姿勢である。

先方が低姿勢であるから、わが方は高姿
勢でゆく、という行き方はどうであろうか、

② 特選局長は口会の関係等あり、
「抗議に陳謝せよ」と必要か
と考へ、与特選一課に協定あり。

③

備考

ロンドン高等裁判所は十月十五日
陸海空の軍司令官に自口旗と同様、日本口旗を尊厳するよう、その部下に
徹底せよと、再々、日ソ交換傷事件が起るより最たる努力を払ふと特別
指令したことを、一月十五日発表し、(英法露は旗を認めない)と特別

- ① 日本刑法
外口口旗損壊罪
 (1) 外口口旗、侮辱を加ふる目的で、
 其の口の国旗の他の国章を
 損壊、除去、汚穢した者は
 一年以下の罰せらる。
 (2) 口旗の他の国章は、個人が私的
 に掲揚するものを含まないとい
 うが通説があり (国旗を失
 刑法)
 (2) 口章とは口家を表象する徽彰である。
 しかし、こゝにいう国章といふ概念は、
 上記の口家を表象する徽彰を食はず、
 とし、それが一定の場所、一定の
 物件に、口家権力が存在するとして
 表現するために用いられる。口章の概念

用印上社

アサヒ新聞長
北米局長
印
印

国旗事件について
 一月十三日午前十一時半(西野渡永幸様より)電話連絡
 一 復原協より立派宛の陳情書には国旗七本が米兵に持って持ち去られたとある。
 二 この七本については復原協は現已調査を行っており、復原協としては確認してはいる。
 三 陳情書に送けた立派宛は復原協の陳情書そのまゝのみにあつて、故警察本部長を参考人として呼ぶ証言を求めた。
 四 警察本部長は次の五件の事実を陳述して来ることを希望した。

総 理 府

211

(事件発生日) 七月一日
 (一) 午後五時四十五分頃 西野渡中 []
 女宅の国旗が持ち去られたのが、後日この件に關し、犯人A及びその隊長が国旗を返還して謝罪一行した。
 (二) 午後十時五十分頃 西野渡中 []
 女宅 [] 女宅 []
 女宅 [] 女宅 []
 女宅の国旗が足取(舞)た白人兵に奪り一本の旗を持ち去られたのが、このうち [] 女宅の旗にのみ後日犯人A及びMPの国旗を返還して来たものと見られる。

新羅一を行ったが他の三件は犯人等については不明で勝三が確説である。

五、立派院では警察本部長の報告によると、桑江詩良の趣旨を説明し、決闘文を採り用いた。立派院の決闘では五本とある。

六、三。

六、獲罪の確説に上本のうち他の二本のうち一本は一月一日の午後一時頃立派院で、反逆の国旗が持ち込まれた事件で、これは既に報告済みである。

五、この新羅金を持つこと、国旗を返還すること、拒絶した。(シカドニアで裁断)

総理府

他の国旗を返還するに決り、このは譲りである。

三)

七、他の一本は調査に於いて獲罪の者が本土に行っており、まだ確説である。



アジア局長
審議官
総務参事官

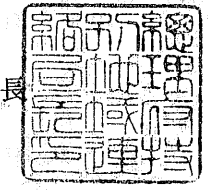
北東アジア課長

総特連チ1219号

昭和36年10月16日

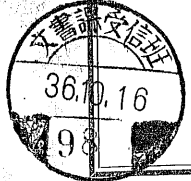
外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



沖縄における国旗掲揚問題について

標記に関する6月24日付高等弁務官発表の實質的効力
について那覇日本政府南方連絡事務所長に別紙(1)のとおり
照会したところ、別添(2)のとおり報告があつたので御参考
までに連絡する。



総 理 府

回 覧 卷 号
北 3302

総特達那第555号

昭和36年9月15日

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

総理府特別地域連絡局長

国旗掲揚問題について

6月24日付貴信那第553号について、8月23日高等弁務官は、行政主席に書簡を送り、「お盆の日」に政府建物に日の丸を掲げることを認可すると通知したとのことである。

(沖縄タイムス8月23日夕刊)これは、布令第144号2-2-20但書の特別許可を行なったものと考えられるが、6月24日付高等弁務官府発表は、布令第144号の効力に何らの影響を及ぼさないかどうか、この点につき米側、現地側の見解を報告されたい。

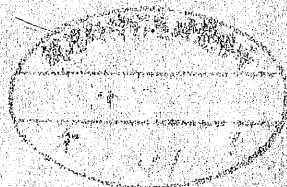
また、上記が否の場合、今後同布令を改正する意向の有無も併せてお知らせありたい。



那 第 830 号

昭和36年10月4日

総理府特別地域連絡局長 殿



那覇日本府南方連絡事務所長



国旗掲揚問題について

9月15日付貴信総特連那第555号をもつて照会のあつた標記の件に関し、民政府法制法務部副部長(下記1)及び琉球政府法務局長(下記2)からそれぞれ聴取したところを次のとおり報告する。

記

- 1 6月24日の高等弁務官府発表は、布令第144号2-2-20但書に基づき、琉球で認められた日本の休日、新年の3日間及び琉球の休日に日本国旗を公共の建物に掲げることを「包括的に」許可したものである。同発表以来3回の休日(お盆の日、としよりの日及び秋分の日)に際しその都度高等弁務官から行政主席あてに掲揚許可の書簡が送られているが、前記発表

が包括的許可である点からしてこれは必ずしも必要なものではなく、新方針実施後間もないので念のため取られた措置であると考えられ、またこの書簡の送付が今後何時まで続けられるか不明である。ただ、高等弁務官府発表という形式は実質的には布令を改正した場合と効力において差異はないが、形式的には布令中に明文化した方がより適当と考えられるので、近い将来に改正を行うべく考慮中である。

- 2 琉球政府としては、6月24日の高等弁務官府発表は布令第144号の効力に実質的影響を及ぼすものと考えるので、布令改正方を民政府に対し強く要望してある。



アメリカ局長

参事

北米課長

総南連第107号

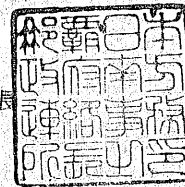
昭和40年1月18日

口
披
3
4

総理府特別地域連絡局長 殿

七

那覇日本政府南方連絡事務所長



ワトソン高等弁務官の日本国旗及び日米関係
に関する在琉米軍要員あて通達ならびに日米
共同声明に関するステートメントについて

標記資料のテキスト各5部別添送付する。

なお、15日夜本官北条次長と米側リセプションに出席せる際
ワトソン高等弁務官他幹部と懇談したが、米側は15日ワシント
ンより日米共同声明の英文が到着したので従来検討しておいた線に
沿い高等弁務官声明を発出したものであると語っていたので御参
考までに申し添える。

要処理要連絡
要研究要
課長
技 術 高 内
齊 藤 吉 田
有 馬 山
渡 辺 平
大 輪 吉
中 田 隆
後 藤

本信写送付先 外務省アメリカ局長(付属物各1部)

総 理 府

168

APR208

JAPANESE FLAG

NAHA, OKINAWA, JAN. 15 (AP)-U.S. HIGH COMMISSIONER LIEUT. GEN. ALBERT WATSON II THURSDAY ISSUED A WARNING TO UNITED STATES SERVICE-MEN AND THEIR DEPENDANTS ABOUT TAMPERING WITH JAPANESE "RISING SUN" FLAGS AUTHORIZED TO BE FLOWN ON THIS UNITED STATES ADMINISTERED ILSNA DON LEGAL RYUKYUAN HOLIDAYS.

WATSON'S MEASURE WAS INTERPRETED BY RYUKYUAN PRESS OBSERVERS AS A PRECAUTION IN VIEW OF FRIDAY'S "ADULT DAY" CELEBRATION, A LEGAL HOLIDAY. SOME JAPANESE FLAGS WERE FLOWN FROM PRIVATE HOMES, SCHOOLS AND GOVERNMENT OFFICES BUT NO INCIDENTS WERE REPORTED.

EARLIER THIS MONTH, RYUKYUAN LEGISLATORS HAD PASSED A RESOLUTION PROTESTING AN INCIDENT ON NEW YEAR'S DAY WHEN SEVERAL KADENA AIRBASE ENLISTED MEN SNATCHED A FLAG FROM A PRIVATE HOME. A SIMILAR FUROR ERUPTED LAST SEPTEMBER WHEN SOME FLAGS FLYING IN KOZA WERE TAKEN FOR SOUVENIR WHILE DISPLAYED TO GREET THE OLYMPIC TORCH'S ARRIVAL ON OKINAWA.

THE INCIDENTS SPARKED A BRIEF CONTROVERSY IN JAPAN. FOLLOWING THE NEW YEAR'S INCIDENT AIR FORCE AUTHORITIES RENDERED APOLOGIES AND RETURNED THE FLAG. THEY SAID THE INCIDENT HAD BEEN A PRANK WITH NO POLITICAL IMPLICATIONS.

GRUBNICK 2210HO

アメリカ局長

参事官
北米課長



総南連第219号

昭和40年1月28日

総理府特別地域連絡局長 殿

手

那覇日本政府南方連絡事務所長

米兵による日本国旗窃取事件について(その2)

元旦を祝つて掲揚されていた民家の日の丸を米兵が持ち去る事件が数件あり、この事件に対して沖縄県祖国復帰協議会(以下「復帰協」という。)が高等弁務官あて抗議書を提出し(5日)、立法院も高等弁務官あての抗議決議を採択し(8日)、一方高等弁務官も今後かかる不肖事件を起こさないよう在琉米軍要員あてに通達を發した(18日)。

これらについては、そのつど報告済みのところであるが(往電第001号、総南連第19号、往電第005号、総南連第70号、総南連第107号)、個々のケースについて公信、復帰協抗議書、立法院決議文の間に若干の差異があるのでそのいきさつを次のとおり報告する。

記

1 復帰協の現地調査結果

復帰協は、4日太田副会長、福地調研部長、比嘉情宣部長らを現地に派遣して米兵による国旗窃取事件を調査し、7本が米兵によつて持ち去られたことを確認したといわれる。

その内容は、次のとおりである。

新垣警察^と米兵^が窃取^{した}国旗

- (1) 1日午後1時ごろ 宜野湾市
- (2) " 午後5時45分ごろ " 〇
- (3) " 午後10時50分ごろ " 〇
- (4) " " " "
- (5) " " " "
- (6) " " " "
- (7) 日時、場所不詳

2 立法院における警察本部長の発表

立法院は、決議に先立ち、新垣警察本部長を呼んで事実関係の説明を求めた。立法院議事課長の話によるとそのとき本部長は次のように述べたといわれる。

「警察局としては^〇方のものと、^〇方ほか3軒の事件は米兵によるものと認定している。

^〇方へは隊長と犯人とが謝罪に来ていたし、^〇方ほか3軒の事件は数人の米兵により同時に取行されたものであり、MP

要処理	連絡
要研究	至急
課長	佐村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	



総 理 府

と犯人1人が■方へ謝罪にきて日の丸も返しているのだから
がない。しかし、他の件は警察局として米兵によるものと断
定するに至っていない。」と。

これによつて、立法院は「日本国旗5りゆうをちぎつて盗み
ざる事件が発生したことはまことに遺憾である」と決議文を作成
した。

3. その他

(1) 5ドルを弁償したのは■方に対してであると思われる。

(総南連第70号別添の民政府メモ参照)

これが報道の際、■方と混同したのであろう。■方へも
5ドル弁償の申し出はあつたが、「金で解決できることでは
ない。」といつて■方では受領を拒否したと復帰協では語
っている。

(2) 高等弁務官の遺棄により、国旗を持ち去ることは窃盗罪ま
たは器物棄損罪に該当すると米側も考えていることがうか
がわれるが、その後犯^人の氏名、処罰等は全然発表されていな
い。

(本信写送付先) 外務省アメリカ局長

40. 1. 30

沖縄における日の丸事件について

1. 本年1月1日、沖縄本島中部地区の直野湾市において日本国旗を本(注)が米兵によつて奪取され、盗みさられるという事件が発生した。

このことは、いち早く米側からわが方に通報

された。事件をおこした米兵のうち2人については、その後部隊の將校にとりなわかれ、被害者

をとおとすれ、盗んだ日の丸を返して謝罪し、その

うち一人は5ドルを弁償として支払つたと聞いている。

沖縄駐留の米軍司令部は、事件後1月3日に情報

將校が報道関係者をまわつて事実関係を説明

するとともに遺憾の意を表明した。

総 理 府

国旗事件に関する特選局議案資料

2. 本事件を重視したフトンシ高等弁務官は、1月15日

日本国旗及び日米関係に関して在琉の米軍要

員あて通達を出すという異例の措置をとつて

いる。この通達は従来例になつたことでは

極めて重要な米軍の意思表示として我方は歓迎

している。

高等弁務官は、通達の中で、(1) 征服者の権利

として沖縄に駐留しているのだという考え方は時

代錯誤であること、(2) 米國は日本が琉球に

対して潜在主権を有することを認め、極東

の平和が脅威にさらされない状態になつたこと

に、施政権は日本に返還されることを予想さ

総 理 府

れている。また、米国の連邦裁判所は、琉球住民
が日本国民であることを認めていること、(3)琉球
は、「日本本土の一部」であって、日本との協定によ
り暫定的に米国の施政権下に置かれていること
(4)個人の所有に属している国旗を取り去ることは、
個人財産の窃盗、又は破壊行為を構成すること
(5)米民政府布令の規定が犯されたと想定した
場合、たとえ不法に使用されている国旗といえど、
一般米軍人及び一般大衆が、これを除き、冒
瀆し、損傷し、あるいは持ち去る権利をよめるもの
ではなく、このような行為を犯したものは民事及び
刑事上の責任を問われること、(6)沖縄問題が

日米両国間の深刻な問題にならないように保
証するようワシントンから指示を受けており、この指
令を完全に実行するつもりであること、(7)アメリカ
兵が犯した日本国旗の損傷事件は、日米両国
政府の関係に深刻な摩擦をおこしかけたが、
このようなことが再発しないよう最大の努力を新
たして防止することについて各部隊が最善の協力
をすべきことを証している。

(注) 1965年1月8日の琉球立法院決議による。